

兵庫県公報

平成27年 1月20日 火曜日 第 2663 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	2
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	2
○ 景観形成地区の変更の案の縦覧（同）	3
○ 景観形成基準の変更の案の縦覧（同）	3
公 告	
○ 落札者等の公示（管財課）	4
○ 肥料の登録（農産園芸課）	4
○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）	4
○ 肥料の登録事項の変更の届出（同）	6
○ 肥料の登録の失効（同）	6
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 入札公告（管理課）	18
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	20
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立考古博物館）	21

告 示

兵庫県告示第35号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
相生市矢野町小河字丙深山口943の1から943の26まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇丙深山口943の1・943の26（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第36号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成27年1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町西下野字向80の44、80の51から80の54まで、80の60、98、99
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向80の44・99(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第37号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成27年1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成23年兵庫県告示第673号により指定した区域(川西市多田桜木一丁目102番の一部)の一部
- 2 特定有害物質の名称
ベンゼン



兵庫県告示第38号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨淡路県民局長から報告があった。

平成27年1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
 - 商号又は名称 田尾不動産株式会社
 - 代表者氏名 市 来 みのり
 - 事務所所在地 淡路市志筑1867-2

免 許 番 号 兵庫県知事(1)第800261号
免 許 年 月 日 平成25年 1月 8日

- 2 処分の内容
平成27年 1月25日から同月31日までの7日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第39号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第9項において準用する同条第4項の規定により、次の景観形成地区の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
名称 たつの市龍野地区
種別 歴史的景観形成地区
- 2 変更する景観形成地区の土地の区域
 - (1) 新たに景観形成地区に指定する土地の区域
たつの市龍野町下霞城、中霞城及び北龍野の各一部
 - (2) 景観形成地区から除外する土地の区域
たつの市龍野町下霞城の一部
- 3 景観形成地区の変更の案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課及びたつの市都市建設部まち未来創造課
- 4 縦覧期間
平成27年 1月20日から同年 2月 3日まで



兵庫県告示第40号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成地区に係る景観形成基準の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
名称 たつの市龍野地区
種別 歴史的景観形成地区
- 2 景観形成基準の変更の案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課及びたつの市都市建設部まち未来創造課
- 3 縦覧期間
平成27年 1月20日から同年 2月 3日まで

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年 1月20日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用する電気 予定数量7,901,858キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年12月16日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号
- 5 落札金額
127,945,532円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年10月24日



肥料の登録

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量	その他の 規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	登 録 年月日
兵庫県肥料登録第1661号	混合有機質肥料 サカナエキスDX	窒素全量 7.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 2.0%	公定規格 のとおり	高砂飼料工業株式会社 高砂市荒井町御旅2丁目1番17号	平成26年 8月21日
兵庫県肥料登録第1662号	副産植物質肥料 片倉醗酵副産肥料 S	窒素全量 5.0% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0%	該当なし	片倉チッカリン株式会社 東京都千代田区九段北1丁目13番5号	同 年 9月25日
兵庫県肥料登録第1663号	混合有機質肥料 混合有機質肥料 521	窒素全量 5.0% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0%	公定規格 のとおり	同 上	同 上
兵庫県肥料登録第1664号	肉骨粉 7-10肉骨粉	窒素全量 7.0% りん酸全量 10.0%	同 上	トミクラ産業株式会社 姫路市花田町高木209番地の1	同 年 12月22日



肥料の登録の有効期間の更新

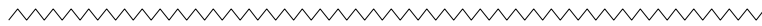
肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の有効期間を更新した。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量	その他の 規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	登録の 有効期限
兵庫県肥料登録第1479号	副産植物質肥料 多木副産植物質肥料2号	窒素全量 1.5% 加里全量 10.0%	該当なし	多木化学株式会社 加古川市別府町緑町2番地	平成33年 1月10日
兵庫県肥料登録第1480号	混合有機質肥料 液状混合有機質肥料433	窒素全量 4.0% りん酸全量 3.0% 加里全量 3.0%	公定規格 のとおり	片倉チッカリン株式会社 東京都千代田区九段北1丁目13番5号	平成30年 1月10日
兵庫県肥料登録第1506号	混合有機質肥料 VSゆめ	窒素全量 3.8% りん酸全量 2.5% 加里全量 1.3%	同 上	アグリジィティ株式会社 神戸市北区藤原台北町1丁目18番9号	平成29年 9月2日
兵庫県肥料登録第1509号	化成肥料 オールイン462	窒素全量 4.0% りん酸全量 6.0% 内く溶性りん酸 2.7% 加里全量 2.0% 内く溶性加里 1.8%	同 上	三興株式会社 大阪府吹田市西御旅町7番16号	同 年 12月16日
兵庫県肥料登録第1563号	魚廃物加工肥料 ビクトリーR	窒素全量 5.0% りん酸全量 3.0%	同 上	有限会社緑園 福岡県筑後市大字津島949番地	同 年 10月20日
兵庫県肥料登録第1565号	混合有機質肥料 粉末有機肥料4-4.5-1.5(2)	窒素全量 4.0% りん酸全量 4.5% 加里全量 1.5%	同 上	株式会社ハイポネックスジャパン 大阪市西淀川区佃1丁目1番94号	同 上
兵庫県肥料登録第1566号	副産植物質肥料 多木副産植物質肥料K	窒素全量 1.5% 加里全量 9.0%	該当なし	多木化学株式会社 加古川市別府町緑町2番地	平成33年 1月10日
兵庫県肥料登録第1605号	なたね油かす及びその粉末 菜種油粕	窒素全量 6.0% りん酸全量 2.5% 加里全量 1.0%	同 上	一般財団法人五色ふるさと振興公社 洲本市五色町都志1087番地	平成32年 8月3日
兵庫県肥料登録第1606号	加工家きんふん肥料 関西ユーキ	窒素全量 3.0% りん酸全量 3.0% 加里全量 2.0%	公定規格 のとおり	株式会社関西ポーター 姫路市豊富町神谷2279番地	同 年 10月6日
兵庫県肥料登録第1607号	混合有機質肥料 有機混合肥料3号	窒素全量 3.0% りん酸全量 1.0% 加里全量 3.0%	同 上	三興株式会社 大阪府吹田市西御旅町7番16号	平成29年 11月11日
兵庫県肥料登録第1608号	加工家きんふん肥料 醗酵有機質肥料	窒素全量 2.5% りん酸全量 3.0% 加里全量 1.0%	同 上	株式会社デイリーエッグ 赤穂市東有年1650番地	平成32年 11月11日
兵庫県肥料登録第1609号	混合有機質肥料 海藻エキス配合アミノ酸有機液肥の素	窒素全量 11.0% 加里全量 1.0%	同 上	大和肥料株式会社 尼崎市浜1丁目2番30号	平成29年 12月15日

兵庫県肥料登録第1634号	混合有機質肥料 混合有機質肥料5号	窒素全量 2.5% りん酸全量 4.5% 加里全量 2.0%	同 上	三興株式会社 大阪府吹田市西御旅町7番16号	同 年 8月28日
兵庫県肥料登録第1635号	乾燥菌体肥料 酵母菌体肥料2号	窒素全量 7.0% りん酸全量 1.5% 加里全量 1.5%	同 上	同 上	同 上
兵庫県肥料登録第1636号	副産動物質肥料 豚皮肥料	窒素全量 6.0%	同 上	旭陽化学工業株式会社 姫路市網干区福井45番地	平成29年 9月20日



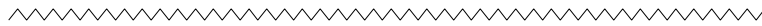
肥料の登録事項の変更の届出

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更について届出があった。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	肥料の種類 及び名称	生産業者の氏名又は名称 及び住所	変更事項	変更前	変 更 年月日
				変更後	
兵庫県肥料登録第1351号	蒸製皮革粉 11.0蒸製皮革粉	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬 222番地	生産業者 の住所	東京都豊島区東池袋3 丁目1番1号	平成26年 6月24日
兵庫県肥料登録第1352号	蒸製皮革粉 12.0蒸製皮革粉			埼玉県児玉郡神川町渡瀬 222番地	
兵庫県肥料登録第1605号	なたね油粕及びその 粉末 菜種油粕	一般財団法人五色ふるさと 振興公社 洲本市五色町都志1087番 地	生産業者 の名称	財団法人五色ふるさと 振興公社	平成25年 4月1日
兵庫県肥料登録第1619号	その他の草本性植 物油かす及びその 粉末 ひまわり油粕			一般財団法人五色ふる さと振興公社	



肥料の登録の失効

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次のとおり肥料登録は失効した。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所
兵庫県肥料登録第1351号	蒸製皮革粉	11.0 蒸製皮革粉	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
兵庫県肥料登録第1352号	蒸製皮革粉	12.0 蒸製皮革粉	同 上



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) J A兵庫南 天満六次産業化施設
 所在地 加古郡稲美町六分一字大池1179番224ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 兵庫南農業協同組合
 住所 加古川市加古川町寺家町45番地
 代表者の氏名 大 竹 雅 彦
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 兵庫南農業協同組合
 住所 加古川市加古川町寺家町45番地
 代表者の氏名 大 竹 雅 彦
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成27年11月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,006.3平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
104台
 - (2) 駐輪場の収容台数
30台
 - (3) 荷さばき施設の面積
238.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
9.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
兵庫南農業協同組合	午前7時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成26年12月22日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 1月20日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年 5月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイソーひめじ岡田店

所在地 姫路市岡田七反長360番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三菱UFJリース株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

代表者の氏名 白 石 正

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 三菱UFJリース株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

代表者の氏名 小 幡 尚 孝

(2) 変更後

名称 三菱UFJリース株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

代表者の氏名 白 石 正

4 変更年月日

平成24年 6月28日

5 届出年月日

平成26年12月 8 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課

(2) 縦覧期間

平成27年 1月20日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年 5月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ウェルネス花田店・セリア花田店
所在地 姫路市花田町加納原田字辻ノ元913番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 三菱UFJリース株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表者の氏名 白 石 正
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
(仮称) 姫路加納原田商業施設
 - イ 変更後
ウェルネス花田店・セリア花田店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 三菱UFJリース株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表者の氏名 小 幡 尚 孝
 - イ 変更後
名称 三菱UFJリース株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表者の氏名 白 石 正
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
平成23年 4月28日
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年 6月28日
- 5 届出年月日
平成26年12月 8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
平成27年 1月20日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年 5月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロイヤルホームセンター塚口
所在地 尼崎市南塚口町四丁目1番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社デザインアーク
住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
代表者の氏名 島 正 登
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
名称 ダイワラクダ工業株式会社
住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
代表者の氏名 島 正 登
 - (2) 変更後
名称 株式会社デザインアーク
住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
代表者の氏名 島 正 登
- 4 変更年月日
平成26年10月1日
- 5 届出年月日
平成26年12月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年1月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年5月20日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 コープ武庫之荘
 - 所在地 尼崎市武庫之荘一丁目153番3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称 生活協同組合コープこうべ
 - 住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号
 - 代表者の氏名 本 田 英 一
- 3 変更事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 - ア 変更前
56台
 - イ 変更後
40台
 - (2) 駐車場の位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
出入口3箇所
 - イ 変更後
出入口2箇所
- 4 変更年月日
 - (1) 駐車場の収容台数
平成27年7月31日
 - (2) 駐車場の位置
平成27年3月31日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
平成27年3月31日
- 5 届出年月日
平成26年12月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年1月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年5月20日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー荒牧店

所在地 伊丹市荒牧7丁目12番15号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社関西スーパーマーケット

住所 伊丹市中央五丁目3番38号

代表者の氏名 福 谷 耕 治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社関西スーパーマーケット

住所 伊丹市中央五丁目3番38号

代表者の氏名 井 上 保

イ 変更後

名称 株式会社関西スーパーマーケット

住所 伊丹市中央五丁目3番38号

代表者の氏名 福 谷 耕 治

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	井 上 保

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福 谷 耕 治
株式会社フロリスト・コロナ	大阪市生野区巽東三丁目10番16号	高 橋 正 行
株式会社マイルド	尼崎市東園田町三丁目45番39号	伊 藤 勝 幸

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年10月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年10月1日ほか

5 届出年月日

平成26年12月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年1月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年5月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 関西スーパー稲野店
 所在地 伊丹市安堂寺町三丁目3番1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社関西スーパーマーケット
 住所 伊丹市中央五丁目3番38号
 代表者の氏名 福 谷 耕 治
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 株式会社関西スーパーマーケット
 住所 伊丹市中央五丁目3番38号
 代表者の氏名 井 上 保
 - イ 変更後
 名称 株式会社関西スーパーマーケット
 住所 伊丹市中央五丁目3番38号
 代表者の氏名 福 谷 耕 治
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	井 上 保
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福 谷 耕 治
有限会社ベーカリーショップサンブレッド	大阪市淀川区塚本五丁目4番23号	南 高 志
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年10月1日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年10月1日ほか
- 5 届出年月日
平成26年12月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年1月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年5月20日
 - (2) 提出先

兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 関西スーパー鴻池店
 所在地 伊丹市鴻池五丁目63ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社関西スーパーマーケット
 住所 伊丹市中央五丁目3番38号
 代表者の氏名 福 谷 耕 治
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 株式会社関西スーパーマーケット
 住所 伊丹市中央五丁目3番38号
 代表者の氏名 井 上 保
 - イ 変更後
 名称 株式会社関西スーパーマーケット
 住所 伊丹市中央五丁目3番38号
 代表者の氏名 福 谷 耕 治
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	井 上 保
株式会社ワッツ	大阪市中央区城見一丁目4番70号	平 岡 史 生
株式会社オーバン	東京都板橋区板橋一丁目9番3号	白 鳥 教 夫
外1者		
 - イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福 谷 耕 治
株式会社米乃家	名古屋市千種区内山二丁目16番20号	村 瀬 昇 平
宮 崎 邦 夫	宝塚市南ひばりが丘三丁目8番3号	
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年10月1日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年10月1日ほか
- 5 届出年月日
平成26年12月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 1月20日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年 5月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 伊丹ショッピングデパート

所在地 伊丹市中央一丁目 1 番 1 号ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社関西スーパーマーケット

住所 伊丹市中央五丁目 3 番38号

代表者の氏名 福 谷 耕 治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社関西スーパーマーケット

住所 伊丹市中央五丁目 3 番38号

代表者の氏名 井 上 保

イ 変更後

名称 株式会社関西スーパーマーケット

住所 伊丹市中央五丁目 3 番38号

代表者の氏名 福 谷 耕 治

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社関西スーパーマーケット 住所 伊丹市中央五丁目 3 番38号 代表者の氏名 井 上 保

外未定

イ 変更後

名称 株式会社関西スーパーマーケット 住所 伊丹市中央五丁目 3 番38号 代表者の氏名 福 谷 耕 治

株式会社名月 尼崎市名神町二丁目 6 番12号 濱 本 輝 夫

株式会社手芸の丸十 加古川市加古川町中津448番地の 1 畑 陽 介

外17者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年10月 1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年10月 1 日ほか
- 5 届出年月日
平成26年12月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年 1月20日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年 5月20日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 エディオン新加古川店
 - 所在地 加古川市尾上町安田311番 4 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称 三菱UFJリース株式会社
 - 住所 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
 - 代表者の氏名 白 石 正
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
(仮称) ミドリ加古川店
 - イ 変更後
エディオン新加古川店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 三菱UFJリース株式会社
 - 住所 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
 - 代表者の氏名 小 幡 尚 孝
 - イ 変更後
 - 名称 三菱UFJリース株式会社
 - 住所 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
 - 代表者の氏名 白 石 正
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
平成24年10月 1 日

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年 6月28日
- 5 届出年月日
平成26年12月10日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年 1月20日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年 5月20日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 山崎三津ショッピングタウン
所在地 宍粟市山崎町三津240ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号	白 石 正
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号	梁 瀬 行 雄
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号	小 幡 尚 孝
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号	梁 瀬 行 雄
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号	白 石 正
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号	梁 瀬 行 雄
- 4 変更年月日
平成24年 6月28日
- 5 届出年月日
平成26年12月 8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課

- (2) 縦覧期間
平成27年 1月20日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成27年 5月20日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年 1月20日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
平成27年度（上半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
平成27年 4月 1日（水）から同年 9月30日（水）まで
- (4) 納入場所
本庁各課室及び県の各地方機関
- (5) 入札方法

入札金額は規格別予定数量に単価を乗じた額の全規格総価額で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
兵庫県出納局管理課 担当 大谷
電話 (078) 341-7711 内線4946 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年 1月20日（火）から同年 2月 3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午

後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成27年3月2日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階 大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年2月27日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成27年1月20日（火）午前9時から同年2月3日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成27年2月23日（月）午後5時から同年3月2日（月）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年1月21日（水）から同年2月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年1月21日（水）から同年2月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、2月3日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年2月23日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年2月26日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年3月17日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased: PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)

(3) Delivery period: From April 1, 2015 through September 30, 2015

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Government and Region Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms: February 3, 2015

(6) Deadline for tender:

14:00 March 2, 2015 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 February 27, 2015 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Otani, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4946

FAX (078)362-3928

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設の指定した

内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年1月20日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表赤穂市の項中

「

社会福祉法人 車崎福祉会 特別養護老人ホーム 瀬戸内ホーム	同 市尾崎2470—469
-------------------------------	---------------

」

を

「

社会福祉法人 なごみ 特別養護老人ホーム 瀬戸内ホーム	同 市尾崎2470—469
-----------------------------	---------------

」

に改める。

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年1月20日

契約担当者

兵庫県立考古博物館長 石 野 博 信

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立考古博物館で使用する電気 予定数量1,908,312キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成27年4月1日（水）から平成30年3月31日（土）まで

(4) 履行場所

兵庫県立考古博物館 加古郡播磨町大中1丁目1—1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出入局管理課 電話（078）341—7711 内線4946

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受

けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成27年1月20日（火）から同年2月3日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

(2) 交付場所

〒675-0142 加古郡播磨町大中1丁目1-1
兵庫県立考古博物館総務課 担当 安東
電話（079）437-5589

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成27年1月21日（水）から同年2月3日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成27年3月3日（火）午前11時から
場所 兵庫県立考古博物館 会議室

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年3月3日（火）午前10時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年2月27日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成27年2月3日(火)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hironobu Ishino, Director of Hyogo Prefectural Museum of Archaeology

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 1,908,312kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2015 through March 31, 2018

(4) Location:

Hyogo Prefectural Museum of Archaeology

(5) Deadline for tender:

11:00 March 3, 2015 by direct delivery

10:00 March 3, 2015 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Andou, General Affairs Division, Hyogo Prefectural Museum of Archaeology

1-1-1 Onaka, Harima-cho, Kako-gun, Hyogo 675-0142
TEL (079)437-5589